

令和3年度 農地中間管理事業活動方針

令和3年(2021年)3月11日

公益財団法人長野県農業開発公社
長野県農地中間管理機構

長野県農地中間管理事業の推進に関する基本方針及び(公財)長野県農業開発公社令和3年度事業計画に基づき、農業者から期待される制度と組織となるべく、農地中間管理事業の取組を進めることとする。

本年度は、農地中間管理事業の推進に関する法律(以下「法」という。)の一部改正の施行2年目となり、集積計画一括方式の定着や農地利用集積円滑化事業(以下「円滑化事業」という。)との統合一体化への対応、権利期間の終期を迎える契約案件の適切な更新事務、県内5団体により合意した方針(以下「5者合意」という。)に基づく対応など、業務量の増加が見込まれる中で、推進活動の活発化と権利設定実務の的確かつ効率的な運営が求められることから、業務委託体制を含めた農地中間管理機構機能の充実を進める。

農地中間管理事業(以下「中間管理事業」という。)が農用地利用の効率化及び高度化を促進する中心施策として位置付けられ、国の関連対策事業との連携が推進される中で、機構は、市町村、関連対策事業の実施主体並びに地域農業者等との連携により、着実な事業推進を図る。

[令和3年度 集積目標面積 3,700ヘクタール(うち新規集積1,600ha)]

1 法改正等への適切な対応

- (1) 中間管理事業と円滑化事業の統合一体化を効率的に進めるため、引き続き、円滑化事業の契約終期到来にあわせ、中間管理事業へ移行する手続きの促進を図ります。
 - ・円滑化事業から中間管理事業への移行手続きは、集積計画一括方式を基本に対応します。
 - ・移行手続きに当たっては、地域の実情を鑑み、旧円滑化団体による事前事務を前提に、一括承継手続きによる移行も選択できるようにします。
- (2) 農地の集積・集約化に向けた機能を発揮するため、関係機関が一体となって事業を推進する体制を強化します。
 - ・5者合意の活動方針が、「人・農地プラン」の実施区域において具体的な取組となるよう、関係機関・団体の連携を図ります。
 - ・改正法の運用について、県と連携し市町村や業務委託先等を通じて農業者等に対して引き続き周知を図り、適切な事業運用を図ります。
- (3) 地域における農業者等による協議の場の実質化に努めます。
 - ・実質化された「人・農地プラン」に基づく農地の集積・集約化を図るため、機構職員も地域内にある様々な話し合いの場へ参加します。
- (4) 機構事業の仕組みの改善と農地の集積・集約化を支援する体制の一体化等を進めます。
 - ・改正法の運用徹底を含め、機構事業の効率的かつ効果的な事業実施に向け、県、市町村、JA等との意見交換を行います。

2 市町村やJAとの連携強化

- (1) 集積目標を共有し、着実な事業推進を図ります。
 - ・地域毎の農地の集積・集約化の状況を踏まえ、市町村やJA単位の集積目標面積を見据えた事業推進を図ります。
- (2) 新型コロナウイルスの感染防止対策を徹底しながら、業務の効果的・効率的な推進を図ります。

- (3) 業務委託先等との協力体制を強化し、事業目標の達成や機能発揮の向上を図ります。
- ・5者合意の「農地中間管理事業を基軸とした農地集積の推進」の実効性を高めるため、業務委託先等からの要望も踏まえ、事務手続きの改善に取り組みます。
 - ・委託する業務について、市町村やJA単位の集積目標面積を踏まえた受委託内容を基本とした委託費用の契約に努めます。
 - ・事業活用実績の少ない市町村やJAとの意見交換を増やし、事業活用へ誘導します。

3 県や関係機関との連携強化

- (1) 事業活用の加速化に向けて、機構事業の活用に県段階の関係機関で、活動方針の共有や機関の役割を活かした具体的推進方策を検討し、実行します。
- ・県農政部、県農業会議、JA長野中央会、長野県土地改良事業団体連合会、公社（県機構）による検討会議で5者合意事項の進捗状況を共有し、課題のある場合は、その改善を図ります。
 - ・関係機関が開催する研修会や説明会に参加し、事業周知や事業活用の促進に努めます。
 - ・「実質化された人・農地プラン」の実現には、地域段階での推進体制が必要なことから、機構は、「人・農地プラン県現地支援チーム」に参画し、人・農地プランの実質化に向けた地域の話し合いの場に参加します。
- (2) 市町村農業委員会と連携した人と農地のマッチングを進めます。
- ・事業制度の理解を得るため、県域セミナーや地域単位の研修会へ参加します。
 - ・担当地域のマッチングの主体となっただくため、申出農地や機構事業の借受希望者情報の提供など、具体的な連携手法を広げます。
 - ・「農地中間管理機構活用遊休農地再生事業（県単独補助事業）」や「農地管理事業」等の活用により、遊休農地の解消に向けた取組を進めます。
- (3) 相続未登記農地や所有者不明農地の借受けについて、県や関係機関と連携し適切な対応に努めます。
- ・農業経営基盤強化促進法と農地法の改正により、農地中間管理権の取得可能な条件が緩和されており、改正に基づいた運用を進めます。
 - ・農地中間管理権の取得が直ちには難しい相続未登記農地等については、農業委員会に情報提供し、相続登記等の手続きについての指導を要請します。

4 基盤整備事業実施地区での事業展開

- (1) 県や土地改良事業団体連合会と情報共有・課題検討しながら、中間管理事業と連携した農地整備事業を進めます。
- ・「農地耕作条件改善事業」実施地区における機構事業の活用促進を図るとともに、その実績を重点指定区域内や周辺地域へ展開し、事業の波及効果を図ります。
 - ・「農地中間管理機構関連農地整備事業」等の県営農地整備事業を新たに計画する地域については、県や関係市町村と連携し、地域への説明会に参画します。
 - ・団体営土地改良事業において、機構集積により受益者負担が最大実質ゼロとなる支援措置が拡充されていることから、中山間地域におけるほ場の耕作条件改善や遊休農地解消への活用を促進します。
 - ・基盤整備事業において一時利用指定された集積計画農地については、速やかな配分計画により担い手への転貸を円滑に進めます。
 - ・土地改良法の改正を踏まえた事業参加資格交替や組合員資格の得喪対応については、関係市町村や土地改良区等と連携し、適切な対応に努めます。
- (2) 重点指定区域では、「人・農地プラン県現地支援チーム」が、市町村、農業委員会（農業委員、農地利用最適化推進委員）、地域代表者等と一体となり、事業活用を推進します。
- ・重点指定区域の「支援チーム」に機構職員も参画し、プラン見直しと連動した事業活用の推進を図ります。

- ・特に、農地整備事業を実施する地域については、集積に向けた話し合いへ積極的に参画し、受益者に対して中間管理事業への参加を求めるとともに、中間管理事業の活用による成果を周知し、周辺地域への事業拡大を図ります。

5 機構が直接行う遊休農地の再生等

- (1) 面的に広がりのある集团的農用地の中に点在し、再生することにより担い手に集積・集約され、農地の有効利用を図ることができる遊休農地等について、農地再生利用の取組を実施します。
 - ・県、市町村と連携し、遊休化している農地を「農地中間管理機構活用遊休農地再生事業」により速やかに再生し、担い手へ転貸する取組を行います。
- (2) 市町村長等からの要請により機構が実施する「農地管理事業」については、借受者が直ちに確保できないため周辺農地の耕作に悪影響を及ぼすことを防ぐための保全管理を、引き続き実施します。

6 中間管理事業の適切な更新事務

令和3年12月31日に権利期間の終期を迎える計画について、関係機関と十分連携し、集積十画一括方式や、配分計画による手続きに基づき、遅滞なく更新事務を実施します。

7 事業活用につながるPR活動の実施と事業活用農地の確保

- ・借受ニーズに応える農地の確保に向けて、出し手の掘り起こしに効果のあるPRを実施します。
- ・担い手が中間管理事業活用のリピーターとなるよう、借受者のメリットを効果的に伝えるPRを実施します。
- ・借受希望者の事業ニーズを正確に把握するため、希望農地の再調査を実施します。

8 企業の機構事業活用への体制整備

一般法人等の農業参入ニーズに応じていくため、市町村や地域に提案し企業誘致につなげるため、「農地中間管理事業コーディネーター」が、県や市町村と連携した対応を進めます。

- ・企業参入セミナー等に参加し、機構事業を活用し参入希望する企業のニーズを把握します。
- ・企業等から相談のあった案件について、県と連携し、候補市町村への提案を進めます。また、市町村と連携し、参入農地の確保と公社事業の活用を進めます。

9 事業運用上の改善

- ・事業主旨に沿った運用を基本としつつ、業務委託先等からの要望、増加する更新事務をふまえた研究・改善を進めます。
- ・申請手続きの簡素化や事務の効率化を図るため、全ての業務委託先でシステムが活用できるよう、「中間管理事業管理システム」の抜本的な見直しについて検討を始めます。

(参考) 令和3年度公益財団法人長野県農業開発公社事業計画 (抜粋)

農地中間管理事業関係実施計画

農地中間管理事業

区 分		3年度当初計画				2年度当初計画			比較増減		
		件数 (件)	筆数 (筆)	面積 (ha)	借料 (千円)	件数 (件)	面積 (ha)	借料 (千円)	件数 (件)	面積 (ha)	借料 (千円)
借入 (集積 計画)	新規設定	5,700	11,500	1,600	88,000	4,500	1,600	128,000	1,200	0	△ 40,000
	うち基盤整備関連事業分	200	1,800	80	0	200	100	0	0	△ 20	0
	円滑化からの移行等	7,400	15,000	2,100	115,500	8,750	2,100	168,000	△ 1,350	0	△ 52,500
	集 積 計	13,100	26,500	3,700	203,500	13,250	3,700	296,000	△ 150	0	△ 92,500
	更 新	124	236	35	2,404	18	8	593	106	27	1,811
貸付 (配分 計画)	新規設定	2,000	11,500	1,600	88,000	1,100	1,500	120,000	900	100	△ 32,000
	円滑化からの移行等	2,600	15,000	2,100	115,500	3,500	2,100	168,000	△ 900	0	△ 52,500
	配 分 計	4,600	26,500	3,700	203,500	4,600	3,600	288,000	0	100	△ 84,500
	更 新	366	4,122	628	43,423	167	738	33,507	199	△ 110	9,916

注：更新は、権利設定終期を迎えたものを更新するもの

(参考)

区 分		3年度当初計画				2年度当初計画			比較増減		
		件数 [経営体数] (件)	筆数 (筆)	面積 (ha)	借料 (千円)	件数 [経営体数] (件)	面積 (ha)	借料 (千円)	件数 (件)	面積 (ha)	借料 (千円)
借入	期首保有	20,271	46,079	6,285	346,854	14,099	4,557	245,217	6,172	1,728	101,637
	農地中間管理権設定	13,100	26,500	3,700	203,500	13,250	3,700	296,000	△ 150	0	△ 92,500
	期末保有	33,371	72,579	9,985	550,354	27,349	8,257	541,217	6,022	1,728	9,137
貸付	期首保有	[2,941]	44,538	6,203	346,473	[2,027]	4,368	239,701	914	1,835	106,772
	利用権設定	4,600 [1,800]	26,500	3,700	203,500	4,600 [1,800]	3,600	288,000	0	100	△ 84,500
	期末保有	[4,741]	71,038	9,903	549,973	[3,827]	7,968	527,701	914	1,935	22,272

注：件数の[]は経営体数

令和3年度 農地中間管理事業の取組概要

～農地中間管理機構機能の充実に向けて～

農地中間管理事業の推進に関する法律の一部改正（以下「改正法」という。）の施行2年目を迎え、長野県農地中間管理事業の推進に関する基本方針および令和3年度事業計画に基づき、農業者から期待される制度と組織となるべく、機構機能の充実を進め、着実な事業推進を図る。

【令和3年度の事業実施体系】

